



指押監督をさしこめたか説明願います。また百八十九戸のうち戸数
 数か何軒かあります。管理が非常に不十分であり周辺の住
 民から批判の聲が出ております。このうち空家に対し市長は
 管理人からどのような報告を受けているかお尋ねいたします。
 次に市営による高層住宅について。現在住宅問題は一曰
 と深刻な問題となっておりますが、福生市に土地を求め、住宅を
 求めようとする人は少なくありません。しかし現在の土地価格は大抵一坪
 八万円以下の土地はほとんど見当りない現状であります。また家を借
 りる人も最低二万数千円以上、それ礼金やら何やらで十万円か
 らの金が必要れば住宅を建てられ現状であります。私は高層住宅は
 なくして市の発展はないと思っています。市長は長期計画の中に住宅問
 題等は含まれておりませんが、老朽化した市営住宅百八十九戸
 および約一万三千坪にのぼる敷地を今後どのような計画をもた
 れていくかお尋ねいたします。



えるものであります。このような市営住宅建設の考えがあるか
 どうかお尋ねいたします。

以上数字について明確なるご答弁をお願いいたします。

(市長石川常太郎君 登壇)

市長(石川常太郎君) 中里議員さんのご質問にお答えいたします。
 現在百八十九戸の市営住宅につきまして、前段におきましては管理
 監督の件、あるいは不法等に関する件でございますが、おまは、点々
 々あることをお示しあげます。細部については担当からお示しあげます。
 高層住宅の件につきましてはいつかの議会にのさすまでも、時期がま
 りましたら高層にしたいということをお示しあげてあるわけでございます。耐
 用年数は二十年でございしますのでいろいろ耐用年数がまいります。住宅
 もあるわけでございますけれども、使用にたえるうちはこわしてはいけな
 いということがあるわけでございます。でございますけれどもここへ、三
 年で耐用年数がまいります。すくなくかございしますので今から計画的に
 高層の計画をいたしていきたいと考えております。けっきょく地に土
 地を求めるとも容易ではございせんので、現在の場所に耐用年

数あるは老朽化等に心じまう順次やつていきたいというつもりでございまして、そのうち計画にかつてまいりたいと思つております。

前段につきましても、水道局の予算を届きを深くおわび申しあげます。おめでとうございます。細い点については担当の方で答弁申しあげます。

。統務課長（高水求君）十八番議員さんのお質問に対して総括してお答え申しあげたいと思ひます。

たしかに一番古いものは昭和二十八年度の建設であります。二十八年で二十年の耐用年数を定うするということになつております。二十八年から三十五年まで年次別に予算から二十戸という建築戸数でまいつてきております。それでは一番古いものにつきましても先ほど申しあげましたように、耐用年数近く、二十年にはもうとつております。けれども、中に入つてゐる人の心配りとか、強民に対する考え方とか、自分の家だという観念から非常な思いに強めてゐる人、あるはひとものだからという考え方かどうか分かりませんが、比較的雑に扱つてゐる人がおるといふことで、うちには申せませんが、できるだけ市といたしましても大勢の市民のために利便に張するということに

長もちさせなければならぬと思ひます。また年々ゆずかひてございますが、屋根の修理あるはとよの修理とか、耐用年数の大きなものにつきましてはゆずかひてございまして、四十五年度においては六千万円程度の修理費を頭注してこれらの修理をやつております。

それからいへば、予算のメーテルもしくはそれ以上の無断の増築でございまして、これについてはおぬれからこれらの担当者にございまして、おなじみの種でございまして、条例にございまして、たしかに予算のメーテル以下については増築を認められてゐるものでございまして、それ以上の強民につきましても過去において撤去あるは勧告等を行つてきてゐるわけにございまして、そういうものがまだあるといふことはおぬれも遺憾でありますし、近隣のものに不審感をあえることは当然でございまして、そういうものにつきましても一考に除却するといふことはなかなか至難だと思ひますけれども、また過去のいきさつ等もあろうかと思ひますので、これらもいろいろ調査して見当処していかねればならぬといふかやうに考えてゐる次第でございまして、

それからの管理人等の指導ですが、管理人のまたるものは市の職員

がほとんどございしますが、特に管理人を集めて教育するとかいうことはございせんが、管理人につきましてもこれらの情教等を十分さんしとくしてありますので、あらためてこれらについて教育とか指導ということばやっておりますんけれども、それそれの管理人の立場においてここに掲げておりますようなことについては事前に分連絡を——いた

だいておりますのでそれらによつて対処してつております。
それより突発的なものが非常に人々強んでいながら管理もござんてありまた積算等々の放題ということばございせんが、突発は現在都市計画のいゆる強制施行あるいは直接施行という場合に、強んである強民のいゆる張り強いものとして二棟ほど都市計画の方で管理をまかせております。都市計画で直接施行なりあるいは強制施行をする場合にこれに強んである人なりあるいは合意のふたの秘転をする場合もそうございせんが、それの一時酌な居住用家屋としてあてております。それより管理が不行き届きということばたしかでございせんが、この点については今後都市計画とも連絡を密にいたしましてそういうことのないように対処していきたく思つております。

ます。

それより二条の二号のことにつきまして使用目的の用途変更と
いうことについては、私がきつかりという変更の記憶はないのです。ただいま指摘のあったそれ以外のものが着工が完了していることばございせんが、それらのものについて、どこで、いつの時点で許可されたか、あるいは後殺にありますが、これは管理上支障はないということば、市長が許可されたものかということば、具体的に調査をしてみたいという時点で許可されたかということば明確でございせんけれども、これにつきましてはただいまご指摘のございまして調査の件について調査して対処していきたく思つております。

○八番(中里元(君)) ただいまの市長また課長の説明は、私が質問して
いる問題ととびつており、これでは私は納得がいかない。というのは
現在すでに遊反強民があるということば私はいつてゐるんです。その
遊反者に対して多くの市民が不審をもつてゐる。使用条例と
いうものがあるんです。私も条例規程を踏りてゐる。これと
市長あるいは課長がもつてゐるものと遊反うんじではないですか。やはり

条例というものは何んのためにあるのかゆかりないんだ、市長は違反
住宅などのくらいあると心づいてるのか、丁平方メートル以上の増築
などのくらいあると思ひますか、市長は最高責任者なんですか、
市長は許可していいのかしてないのか、一番最初に聞
きたんです。許可してないものもそのように答へたとやうなこ
とをばつかり説明願いたい。

○総務課長(高水求君) 三坪以下については許可をしております。

○十八番(中里元一君) 三坪以上の建物は何軒あるかと聞いているんだ。
三坪以下の建物を建てるにも地主にことわらなくてはなかつ三坪以
上は税金が課税されてくるんだ。その税金が払えなければ押し押
えということもあるんじゃないですか、これらに對してないものになると
七坪から九坪建てるとなんですか、——(貸家をもつる者もいる
よ、)議長休憩(と言う者あり)——

(十八番中里元一君 離席し、市長席前にいく)

○十八番(中里元一君) 議長市長この赤いのがみんは違反住宅なんです
よ、この家畜六をよく見てくれ、いひすか本休より増築の方が大きえ

ですよ、これはどうするんだ、——(議長、議長休憩)と呼び、その
他発言する者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後四時 休憩

午後四時三十分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○十八番(中里元一君) 市長に御尋ねいたします。

市長はさうしますと現在に及ぶまでこのような若違反住宅ということ
は全然知らなかったと判断してよろしいのですか。

○市長(石川常太郎君) 具体的にどこがどうということはおわかりませ
んけれども、そういうものがあるということはおわかりつておりまして。

○十八番(中里元一君) そういうものがあるということを知つてつて、私も
議員としてまた市民の代弁者として四年間つとめさせていただいて
あるわけでございますけれども、全然なり委員会において課長等
かりこれに對してこのような問題があるということを全然耳にしていな

いゆりでございます。いずれにいたしましてもこの問題は条例に違反
反をしてゐるということとす。したがつて現在同じ住宅に入つてゐる人
が多数が大きくなつてゐるしても一部をばほしということとで、その
入は三坪五合はどうしてもすぐ必要なんだということとで市役所
にいきますと、これはだめだということとで断わられたと、しかし三年、
四年に六坪も七坪の部屋を造つて張つて設けて置人がいるん
じやないかということとでその人は市に對して非常中にする感をもつ
てゐるわけでございます。当然管理人がそれをおり承りますけれども、
規則にも管理人は市長の指揮監督を受けて、この規則の
定めるところによりその所管する区域、要するに市管住宅の
業務を行なう。——と規定されてゐるわけとす。そういうこととで
空家の掃除をやりなればなりなにかあるいは火災等の防止にあ
つていかなければなりなかと、これにしたがつて管理人がやりなれば
なりなんですけれども、これだけの違反摘発をしたりまた少なくと
も坪八五圓ぐらひはかつてゐるんじゃないかと思ひます。けれども
数千万圓という多額の金をのけて建てられつゝゐるわけとす。

二坪、三坪のプレハブだつたりアツという間に建てられつゝゐるとい
うこともあるかも知れませんが、いづゆる大工がきて二三日なり
一月のうちに、おえう人様お宅のなづちの音かしたと思ふ。そのため
に管理人というものがあつてゐるんじゃないかと思ひます。今になつて
条例違反だからといってその人たちに取つておせとか、おかせというこ
とはどうして無理じやないかと思ひます。このし建てられる前に
すでに該家等が建てられきたときに管理人が市長の指揮監督を
受けておればそれで防げたと思ひます。これらのいづゆる手法に建
てられた住宅を今後市長はどう考へをもちて対処してゐるの
か明確に回答を願ひます。

。市長（石川常太郎君） 比較的若いものが多いたと思ひますが、大変更し
なければいけませんけれども、やはり度情を少しにあつてゐることとま
ず先決でございます。もちろん条例違反にいたしましても多少民事関係も出る
ないんです。条例違反にいたしましても多少民事関係も出る
かも知れませんが、東京都の法務局のご意見も伺ひませんと
今ここにほうきりしたご回答はいたしかねる次第でございます。

○十八番(中里元一君) 課長に御尋ねいたしますが、違反住居をいた方に
始末書を取らせているということとを聞いたのですが、それは事実でし
うか、ある人に聞きましたら当然この様な違反住居を建てたが、しかし始末
書を書けらばいにかねるでしようという様なことを聞きましたか、そ
の点はどうか、

○総務課長(高水求君) 始末書を取らせて認めたという様な記憶には私は
もつておりません。私がきつかりということはございません。

○十八番(中里元一君) あなたが担当課長になる前にこういうものを取
つたことはないですか、

○総務課長(高水求君) 私がくる前では取つたことがあるかも知れません。
○十八番(中里元一君) それからいゆやると中里君の申には違反住居用
途の一部変更として、違反住居以外の目的に使用しようとするとす
ぎ、住居以外の使用が医師、助産婦、あんま、はりまた
はきゆうその他住居住者の福祉を目的とするもので、
管理上支障がはいとに限り市長は使用を許可するとい
うことですが、こゝに違反住居の福祉ということは、これ以外の福

祉ということはないという見解をもつてゐるのか、

○総務課長(高水求君) 施行規則の第二三条二号にただいまおっしゃりま
したことが出ておりますが、その違反住居住者の福祉を目的とす
るもので、違反の管理上支障がはいとに限り市長は許可する
とありますが、その違反住居住者の福祉を目的とするということは具
体的にどういうものがあるかということでございますが、私として今突
然でございますので具体的にどうということはいいかぬわけございま
すけれども、福祉を目的とするというものがあつた場合には、け
ば、ケースによつて真に福祉の目的になるという関連があれば使
用を許可したいと思つております。

○十八番(中里元一君) ほかにもいつうまだたくさんありますけれども
管理人も大変いつしやいますけれども、課長は市市長は管理
人と何回かいうえういう運営面において話し合つてきつてゐるのか
ご答へを願います。

○総務課長(高水求君) これについては全体会議をもつというところは
つておりますけれども、管理人は先ほど申しあげましたとおり市役

所の職員が三々、四の人が三々ということ、たえず係でそれらのものに連絡してあります。お四市役所、中島の二につてはすむにつとめはもつておりませんのでよく市役所にくるし、熱心な方でありいろいろ話し合はしております。

つね水から交運社の前ですが市村さんがやっておりますが、これは新しい人で、人数も少ないということもあり、あらためて市長をまじえて会合をもつということはやっております。

○千八番(中里元一君) つねあたりが非常にずさんなと思うんですが、条例において市長はたえず指揮監督をやるいかなければならぬということ、各例にあるとおりです。これは現在にいたるまで

手帳は残存を建てているとかあるいはまたそういう動きがあるということ、これは各例において市長はたえず報告はなかつたのか、総務課長(高水永君) 最近ほとんく増築あるには模様替の場合には必ず市役所に届きを出し、手帳を渡し許可を返りてからやるということを徹底してありますので、無断でやりましたということ、各例において市長はたえず報告はなかつたのか、

ことはございます。要するに私もいろいろ各例にお願いしておりますけれども、基本的な増改築、模様替等については事前に市に届きを出す。申請は各例に通り出してまいりますので、各例にお願いし、もし市から許可がいかないうちに工事を始めるようになったりすると連絡してほしいということ、これは申しえてありますので、そういう許可なくしてやっていると、各例にお願いし、最近の事例はあります。

○千八番(中里元一君) 市長は各例の指揮監督をほとんどやらないということ、これは、これは当然、このように七坪とかいうものはこれは本建築なんです。先ほど来申しあげておりますように、いづれにいたしましてもこれだけの家を建てるといことは相当日数がかかるわけで、ちやうど見れば坪数もすぐ各例に人なりぬかるといふ。月六百日、一年に対して二ヶ月の手数を支払っているんじゃないですか。つね水にもかわらず各例にこれだけの金を使っているというふうな、最近反増築の各例に、これはなかつたのか、それのための各例に、これはなかつたのか、

んじやないですか。そんなことなつたら管理人は一人いい。これは
市の財産なんですか。一般の個人なつたりいうなるか、個人
で回す。五坪の敷を建てるとも大変なことなんですか。建てると
ときにはお金もかかるでしょうし日数もかかるでしょう。建てたあ
とは税金というものがかるじやないですか。お金を回す市民はど
ういうふうに思いますか。長い間お金を改置してきたという無神
経さを私は指摘したい。私はむしろ増築した人をせめておらん
じやないんです。建てた人もお金で建てておらんじやないと思う。
またお金に建てたんじやないと思う。しかたなく増築して建
てた人もあるかも知れない。しかし条例にはこのようになつておらん
です。申請書にもそういう記載事項はうたつていないん
です。その辺私は非常にずさんじやないかと思う。これが個人
の財産とか会社経営の財産でしたらこんなことをしていた
らつづけますよ。空家にしてもうです。先ほど課長は二
軒ほどおっしゃるとおっしゃいましたが、いわゆる管理人というのは
いつまでか管理しなければならぬわけだ、おずか三軒、四軒

じやないですか。目と鼻の所であり、現在空家になつておらん所は
かつたは別におもた構築物は残つておらん。ここにりやんと改築も
あります。屋根には太陽熱を利用した湯水かし器もつておま
まになつており、草もほうほうで、これが一般個人や会社の財
産だつたり三月も四月も放つておきますか。ちやんと手入れをして
お敷整理等でお心に入りなればならぬのが管理人じやないかと思つて
います。ただ指摘されてこれより調査しようとして、そんなずさんな
管理はいいにないと思つておらん。四万市民の税金じやない
か、いずれにしたら市の財産であり、今市長から民事問
題になるかも知れないという答ひがありましておれども、このま
まの状態に違ひないつたりますますす市民は不審感をいだん

ばかりではないかと思ひます。私はこの点一月前から調査を
してきたんですが、この間にも課長等に数回あつていろいろ伺ひら
ひの初でこの市営住宅の問題でこのような状況になつてゐると、
こういう問題が起る所についていふんだということでは、二、四名の議員
のうち一人の議員でもいったことがありますから、全体的に市長は
貴重なる市の財産として指揮監督をなさされてゐたかどうかもう一
度明確な答へを願ひたい。

。二番(石田博君)この件について明確な答へがございせんが、ここで
時間延長を希望したいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君)ただいま石田議員から時間延長の動議が提出さ
れました。

おほのりいたします。今日の会議時間は午後五時までとなつてお
ります。が、議事がつうやあらうかじめ延長したいと思ひますが、
これに賛成ありませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君)ご賛成なしと認めます。よつて今日の会議時間は延長
することには決定いたしました。

。市長(石川常太郎君)なんといたしました。私も私の職務を履行するに
つきます。

。十八番(中里元一君)ただいまお聞きする方に時間延長をうたひたさ
るべしとございます。

具体的に建てられておる方々の処理とはどのようなにされるのかお尋
ねいたします。

。二番(塩野鉄之助君)本一般質問につきましてもお尋ねの通り
問題であり、お水お水もそれに対して同感でございますが、中里
君一人だけの問題ではなくて、当然一般質問の権利がございま
すけれども、もう少し議長をはじめ議長で討議していただきた
いので、暫時休憩を願ひます。

議長(米次性男君)暫時休憩をいたします。

午後四時四十八分 休憩

午後五時五分 開議

○議長（米次性男君）休憩前に引続き一般質問を行ないます。

○十八番（中里元一君）本問題について何回も休憩し、長時間答
弁をいただきまうたけれども、この問題は条制という大きな問
題であり、私も不明瞭な点もありますし、全国的に納得
いきませんので今会期中に十分検討されて報告していただきたい
と思います。

○議長（米次性男君）おはかりいたします。

○十九番（高波忠君）この際動議を提出いたします。

今日の会議はこの程度に止め、延会を承んことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（米次性男君）おはかりいたします。

所定の賛成を得て、今日の会議はこの程度に止め、延会
を承んたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する
に同意ありませんか。

（同意なしと呼ぶ者あり）

○議長（米次性男君）この案議なしと認めます。よって今日の会議は

この程度で延会することに決定いたしました。

なお次回の本会議は、明々二月十四日午前七時から開きま
す。

本日はこれをもちて延会いたします。

午後五時七分 散会